



埼玉県

さいたま市、川口市の飲食

訂正前

埼玉県感染防止対策協力金の申請

さいたま市・川口市は、まん延防止等重点措置区域となりました。飲食店の適切な感染防止対策を推進するため、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証を受けることが協力金の支給要件となります。

埼玉県による営業時間短縮の要請（**4月20日から5月19日**）及び**酒類提供の自粛**にご協力いただいた**飲食店（カラオケ店、バー等を含む）**

を運営する事業者の皆様に対し、感染防止対策協力金を支給します。

※まん延防止等重点措置の期間終了後（5月12日以降）は、その他の地域（裏面参照）

へ移行予定

申請期間

要請期間が終了する5月20日以降、速やかに受付開始予定

支給額

前年又は前々年の1日当たりの売上高によって変動（詳しくは裏面）

1店舗当たり **108万円～280万円**（中小企業、全期間協力の場合）

主な支給要件

- ①原則として、令和3年4月20日から令和3年5月11日までの全ての期間^{*}において、要請に応じ、**夜20時から翌朝5時までの間の営業を行わず**（休業含む）、**令和3年4月28日以降、終日酒類の提供を自粛**していること。
※通常時は夜20時以降まで営業をしていたこと。
- ②原則として、令和3年4月20日から令和3年4月27日及び令和3年5月12日から令和3年5月19日までの間、要請に応じ、**夜21時から翌朝5時までの間の営業を行わず**（休業含む）、**酒類の提供を朝11時から夜20時まで**としていること。
※通常時は夜21時以降まで営業をしていたこと。
- 2 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、店頭に掲示していること。
- 3 **彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証を受けていること。**
- 4 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。^{*}
- 5 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。
- 6 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。
* 休業している店舗は、彩の国「新しい生活様式」安心宣言+（プラス）の認証は不要です。
* 準備等のため協力開始が4月20日に間に合わない場合でも、協力開始日から5月19日までの全ての期間、協力いただければ日割りで支給します。
* 埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコード発行などに時間を要する場合は取得後速やかに掲示をお願いします。